

平成26年度 第2回 大阪市建設事業評価有識者会議

○ 開催日時 平成26年10月14日(火) 9時30分から12時00分まで

○ 開催場所 大阪市役所(本庁舎) 7階 市会第3委員会室

○ 出席者

(委員) 塚口座長、角野座長代理、高瀬委員、松島委員、水谷委員

(大阪市)

・建設局

山向企画課長、春木業務改革担当課長

・都市整備局

丸山区画整理担当部長、西尾淡路土地区画整理事務所長、菅原副所長、
相見淡路駅地区調整担当課長

・港湾局

藤井港湾再編担当課長、丸山計画担当課長、松井開発調整担当課長

・市政改革室(事務局)

中尾市政改革室長、大東PDCA担当部長、大倉事業再構築担当課長

○ 議題等

1 開会	2
(1) 第1回 大阪市建設事業評価有識者会議での議論にかかる追加資料について	2
[追加資料 説明]	3
[追加資料 質疑]	4
(2) 事業再評価対象事業の説明・質疑応答	4
◆都市整備局所管 土地区画整理事業	4
[土地区画整理事業にかかる説明]	5
[土地区画整理事業にかかる質疑]	7
◆港湾局所管 港湾整備事業 都市再生整備事業	7
[港湾整備事業 都市再生整備事業にかかる説明]	8
[港湾整備事業 都市再生整備事業にかかる質疑]	11
(3) 事業再評価対象事業についての意見聴取	14
(4) 建設事業評価の見直し検討について	16
[建設事業評価の見直し検討について 説明]	16
[建設事業評価の見直し検討について 質疑]	22

1 開会

○大倉事業再構築担当課長 それでは定刻になりましたので、ただいまより平成26年度第2回大阪市建設事業評価有識者会議を開催させていただきます。

本日は大変お忙しい中、朝早くから御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

市政改革室事業再構築担当課長の大倉でございます。よろしくお願いいたします。

なお、私ども大阪市では職員のほうは軽装で勤務しております。10月末まで夏季の軽装勤務の取り組みということをしていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

また、本日、加茂委員におかれましては、急遽所用のため出席できないという御連絡をいただいておりますので、本日は御欠席ということになっております。よろしくお願いいたします。

それでは、座らせていただきます。

それでは、議事に入ります前に、本日の配付資料のほうを先に確認させていただきます。

まず、1枚目に次第がございます。もう1枚下に、本日の資料一覧表がございます。まず、資料1としまして、前回の会議での議論における追加資料、資料2が本日御意見いただきます3事業の対象事業の一覧表となっております。資料3、4、5につきましては、それぞれ3事業の調書ということで、クリップどめをしております。また、参考資料、最後に1、2としまして、前回確認いただいております事業再評価の方法、事業継続における評価の視点を踏まえた評価の方針というものを参考に配付させてもらっております。

最後に、本日、資料6といたしまして、建設事業評価の見直しの検討ということで、事務局のほうより資料を用意させていただいております。その資料と、あと参考資料1、2というものをクリップどめで配付させていただいております。

もし、資料の過不足等、途中の段階でもありましたら、お手を挙げていただければと思います。

なお、前回資料のほうから、資料1、2のこの事業一覧のほうですが、前回は一覧表と、前回の再評価とその取り組みについて、別紙それぞれにしておりましたが、資料をまとめさせていただいたほうが説明のほうもわかりやすいということになりまして、そういうふうに合わせていただいております。

本日の会議のほうですが、まず前回の第1回の会議において、建設局の該当事業のうち、事業番号1番のJR片町線・東西線連続立体交差事業と、事業番号3であります、大和川北岸線整備事業に関して、何点か追加資料等、御要請、委員会のほうからいただいておりますので、初めにその説明を所管局のほうよりさせていただきまして、その後、本日の再評価の対象事業について各局より説明をさせていただきまして、御意見をいただければと考えております。その後、建設事業評価の見直しの検討ということで、たたき案について、事務局のほうで作成しておりますので、その説明をさせていただきまして、御意見等をいただければというふうに考えております。

それでは、これからの議事進行につきましては、塚口座長のほうにお願いいたします。

(1) 第1回 大阪市建設事業評価有識者会議での議論にかかる追加資料について

○塚口座長 皆さん、朝早くからお越しくださいまして、まことにありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうで議事を進めさせていただきたいと思います。

ただいま事務局から説明がありましたように、前回の会議で建設局所管事業について追加説明等を

お願いした事項がございますので、初めにその説明をお聞きしたいと思います。資料の説明を、恐縮ですが、5分程度で、簡潔にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

[追加資料 説明]

○山向企画課長 建設局企画課長の山向でございます。

右肩の資料1をごらんいただきたいと思います。

前回、評価委員会で追加、御要請いただきました、JR片町線・東西線連続立体交差事業でございます。

2点ございまして、1点は交通量の一番新しいデータがないかというものと、2点目は、暫定的にですけども、事業休止に伴う踏切対策の中身ということでございます。

1点目の、まず交通量につきましてですけども、資料1にお示ししておりますように、今回の踏切3カ所、地下化によって除却されますが、その周辺の交通量の平成17年道路交通センサスと、平成22年の交通センサスの結果をお示ししております。

白い丸でお示ししております3カ所をお示ししております、下段が17年、上段が22年ございまして、例えば、一番下、上新庄生野線でいきますと、平成17年時点、1万1,367台、12時間交通量であったものが、22年、9,657台ということで、若干減少しております、ほかも同様の傾向を示してございます。周辺の道路交通状況につきましては、一律、ほぼ1割程度の減少が見られるということでございます。

続きまして、2点目の事業休止に伴う踏切対策ということでございまして、前回お示ししました局の対応方針ということで、事業休止Dということでお示しをさせていただきまして、その間の踏切が除却されない間の対策ということでございます。

下に表をつけておりますけども、今回除却されます3カ所の踏切について、それぞれ、1日当たりでございますけども、自動車、自動二輪、歩行者、自転車の交通量をお示ししております、この中で、やはり一番多いのが新喜多踏切ということで、車でいきますと5,800台弱、歩行者、自転車についてもそれぞれ7,000台、6,000台というふうな数字が上がっております。

こちらにつきまして、やはり、現況、かなり朝夕のラッシュ時に踏切内で歩行者、自転車、車が非常に輻輳するということで、交通安全面で危険な状態となっております。このため、この安全対策といたしまして、当然、鉄道管理者であるJR西日本と協議調整を行う必要がございますが、いろんな対策を今後検討していく必要があると考えてございます。

ただ、現況、2車線の幅の部分でございまして、今後、想定されるいろんな対策につきましては、当然、暫定的な対策ということになりますので、その投資する費用が暫定期間における効果額に見合うものかどうかというような観点も必要になってまいろうかと思っておりますので、そういった観点も踏まえて、基本的には踏切内で、歩行者、自転車を分離するといったような中身について、具体的な検討を今後進めてまいりたいと考えてございます。ちょっと、今日時点では具体的にどういった対策、どういう効果が見込まれるかというのはまだお示しできる状況ではございませんが、今後、JR西日本と、関係機関のほうと、具体的な検討を進めていきたいと考えてございます。

資料1の1ページについては、説明以上でございます。

○春木業務改革担当課長 建設局総務部業務改革担当課長、春木と申します。

事業番号3、引き続きましてですけども、次のページ、お開き願います。

事業番号3、大和川北岸線、公園南矢田の整備事業についてでございますが、前回の会議で2点ほど御指摘をいただいております。まず、1点目は事業進捗に関しては予算確保のみでなく、用地交渉

も大きく影響していることを調書にも記載すべきという御指摘。それから2点目といたしまして、事業が進捗していない原因及びその対応についての御質問でございました。

お手元資料のとおり、資料のほう作成をさせていただいております。時間の都合上、説明はちょっと省略をさせていただきますが、御一読願います。

建設局からの説明は以上でございます。よろしく願います。

[追加資料 質疑]

○塚口座長 ありがとうございます。最初の片町線の連立事業につきましては、交通量を最新のものを示していただいたということと、それから、各事業が終わるまでは何らかの対策を打つということをお説明いただきましたし、それから、大和川北岸線につきましては、用地取得の関係のことを、下線でございますが、加筆いただいたということでございます。

こういうことでよろしいでしょうか。それともほかに何か御質問ございましたらお受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

じゃあ、私から一言なんですけども、片町線の連立でございますけども、今、課長がどういったような課題があるかというようなことを少し言われましたが、ここにさまざまな課題が想定されるがというふうに書かれると、何かちょっと不安な気がするんですが、歩車の輻輳というようなことでよろしいでしょうか。

○山向企画課長 そうですね。具体的な対策を今後検討していく上で、例えば単純な話で、例えば一つ例示を挙げますと、踏切を例えば拡幅できへんかというようなところがあるかと思いますが、これに際しても、やはりかなり設備的なものを移動させる必要がございますし、場合によっては用地を新たに取得するような必要も出てまいりますので、そういった技術的、費用的、当然、交渉相手とも交渉せなあかんということになりますので、関係者との合意形成、そういったところがいろいろな課題が想定されるというふうに考えております。

○塚口座長 そういったことも含めて、さまざまな課題と、こう言われているわけですね。

○山向企画課長 はい。

○塚口座長 わかりました。踏切の拡幅なんていうのは、簡単に見えて、非常に難しい、費用的にも非常に難しいということは我々もよく理解をしております。わかりました。

ほかに何か追加の御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、ただいまの追加資料、並びに御説明で前回の議論は終了したということにさせていただきます。どうも建設局の皆さん、ありがとうございました。

(2) 事業再評価対象事業の説明・質疑応答

◆都市整備局所管 土地区画整理事業

○塚口座長 それでは、都市整備局所管の事業について審議したいと思いますので、関係者の方、お席へよろしく願います。

それでは、前回に引き続きまして、今年度の事業再評価対象事業について、各所管局より説明をお聞きいたしました後に、各事業に関する質疑を行いたいと思います。その後、所管局には退席いただきまして、順に意見を確認していきたいとかように思っております。

それでは、都市整備局所管の土地区画整理事業、淡路駅周辺地区土地区画整理事業の説明を10分程度でお願いいたします。どうぞ、要領よくお願いいたします。

[土地区画整理事業にかかる説明]

○西尾淡路土地区画整理事務所長 淡路駅土地区画整理事務所の所長をしております西尾といいます。それでは私のほうから説明申し上げます。

資料につきましては、右肩に書いています、資料3-1で、土地区画整理事業実施状況説明資料に基づいて順次説明させていただきます。

段落として2つ目に事業の大阪市の全体計画の中での位置づけというところから説明させていただきますと、淡路駅周辺につきましては、阪急電鉄の淡路駅の東側を中心に商店街が形成されておりまして、その周囲は古い木造住宅が密集しておりました。道路につきましても、ほとんどが4メートルに満たないような、狭隘な道路が輻輳しておりまして、緊急車両が進入できないという状況でありますので、防災上対策が早急に必要とする地区でございます。近年の区画整理事業では、既成市街地の機能更新と改善ということを中心とした事業としておりまして、土地の有効活用を図る地区、また駅周辺での拠点形成を図る地区、またさらには密集市街地の改善ということを、地域の実情と課題に応じて事業を実施しておりまして、最近では2地区事業を終了しております。

現在のところ、公共団体施行としましては、淡路駅周辺地区と三国東地区の2地区で事業を開始しておりまして、その2地区が下の位置図に書いております。左のほうに三国東の公共団体施行、これは淀川区でございます。右側にJR新大阪駅を挟みまして、淡路駅周辺地区ここは東淀川区に位置しております。この2地区で今は公共団体施行で取り組んでおるといところでございます。

続きまして、次のページでございます。次のページは、上のほうが都市整備局におきます事業費の過去5年間の事業費の推移をあらわしております。

例えば、平成26年度を見ていただきますと、一番上に書いています、484億、これが都市整備局の26年度の事業費でございます。内訳としまして、上から順に、71億、これが土地区画整理事業費に充当している費用、真ん中の23億、これは都市再開発事業に充当している事業です。下の390億が住宅事業費に充当している費用で、合わせて484億ということです。

その下の事業費の推移にも書いてありますが、これも26年度を見ていただきますと、区画整理事業費の71億の内訳をあらわした表でございます。71億の内訳としましては、上から順次、三国東地区の充当費が36億、そして淡路駅が19億、その他の附帯事業費としまして16億ですが、淡路駅につきましては十数億、また二十数億前後の事業費で過去5年間事業推移しております。

そして、次のページに移りますと、選択と集中の考え方ということで、都市整備局の運営方針で掲げております内容を記載しております。

都市整備局の運営方針としましては、無駄を徹底的に排除しまして、成果を意識した事業運営に取り組むということございまして、公共施行の淡路駅と三国東につきましても、進捗管理を厳格に行うとともに、事業が遅延しないように進めているといところでございまして、昨今の大阪市の厳しい財政状況のもと、新規の事業化を原則として、当面、凍結しております。継続中の2地区につきましては、事業が長期化しないよう、着実に事業を実施するというふうに取り組んでいます。

次の目標なんです。淡路駅としましては、直近の目標としましては、外環状線鉄道の駅が平成30年度末に開業するという形ですので、その30年度に合わせて、地区東エリアの淡路駅前線、16メートルの都市計画道路ですけども、それを完成を目指して進めております。継続中の2地区につきましては、目標達成なり、あるいはスケジュールなど、組織内で共有化を図りまして、厳密に執行管理を行うと、そういった資料をホームページで公表しながら、逐次進めていくといところでございます。

下の棒グラフでございますが、これは事業スケジュールを棒グラフであらわした資料でございます。

て、先ほど申しました、平成30年度末の外環事業に合わせて、地区東エリアの都市計画道路をつくると。そして連立事業と連携を図りながら、平成32年度には事業終了で換地処分を目指して事業を進めているというところでございます。

次のページでございますが、これは事業を長期化するとどういうリスクがあるかというところを表にしております。

当然事業が長期化になりますと、事務所の維持費、また職員の人件費、それから施行者の管理地などの維持管理費など発生しますので、事業の終盤において、例えばまだ建物移転が難航しているというようなことがありましたら、長期化しないように区画整理施行者みずから建物移転を行うと、そういったことも視野に入れながら事業を進めておるというところございまして、今は地元の協力を得ながら鋭意交渉して事業を進めておるところでございます。

下の表ですが、実施中の事業一覧と書いています。2地区、淡路駅と三国東地区という形で事業概要を書いていますが、ここでは淡路駅だけ事業概要説明させていただきますと、施行面積としては8.9ヘクタールで事業をしております。土地所有者350人、借地権者200人と、一段飛ばしまして、建物の移転戸数としまして、全体の移転総数としては556棟ありまして、そのうち25年度末では525棟が移転しております。事業の計画として、都市計画決定が平成6年、事業計画が平成8年、区画整理事業ではいわゆる代替地を仮換地指定と呼んでいますが、その仮換地指定日が平成14年で、この14年12月以降、順に建物移転を進めているというところございまして、全体の事業費としては368億、関連事業としては、阪急の連続立体事業と一体となって事業を進めておるところでありまして、もう少し事業概要を図面で説明しますと、次の資料3-2という附属調書がついておろうかと思っておりますが、その、すみません、いろいろとこれは事業進捗を書いていますが、一番裏のページで図5というのがございます。現況写真を周囲に書いて、中には図面がありますが、これがいわゆる最終の街並みができた状態でございます。図面でいいますと、この図面の真ん中のほうに太い線が左から右にありますけれども、その上の現状は平面で鉄道が走っているところでありまして、真ん中の太い線で書いてあるところが新しく高架事業になる鉄道敷でございます。ほぼ地区の中心に長方形で四角い枠があるんですが、そこが新しく作る淡路の駅前交通広場でございます。面積としては約4,800平米ほどの駅前広場を新しくつくると。そして、この資料でいいますと、矢印の中に④とか⑤、この通りが先ほどから申し上げております淡路駅前線16メートルの都市計画道路ございまして、矢印の⑥と書いておる、このあたりに新しく外環の新駅が平成30年度末に開業するというような地区利用ございまして、区画整理事業ではその他道路、それから公園を2カ所、1カ所1,000平米、もう一つは1,700平米で公園を2カ所新たにつくると、こういったところが区画整理の事業概要でございます。

事業のほうの説明は以上としまして、最後の資料説明になりますが、右肩の資料の2-1というほうのA3版の大きい表を見ていただければと思います。

この資料は以前、平成21年度に再評価を受けましたときの委員の方々の御意見、それからその後の進捗状況をもとに書かせていただいております。

まず、平成21年度の事業評価時点での有識者様の意見としましては、下の枠の左側に書いています、少し読み上げますと、防災性の向上及び駅周辺の交通の円滑化など、事業実施の必要性が極めて高いと、連立事業とも計画的に連携し、事業を進めており、評価としては事業継続Aという形で御意見をいただいております、その後の進捗といたしましては、その枠の一番右端に書いております。前回評価以降の実施状況ということでございまして、建物移転率、25年度末時点でございますが、建物移転率としては95.7%と、事業進捗しております、地区東エリアのまちとしては、公共空間なんです

が、ほぼ完成している、概成しているという状況でございまして、今後、平成30年度末の外環の新駅に合わせて道路をつくっていかうと。さらには連立事業と連携を図りながら、32年度の換地処分に向けて事業進捗を図っておるところでございます。

上の対応方針でございますけども、都市整備局におきましては、防災性の向上また駅周辺の交通の円滑化など、建物移転率も現在95.7%進捗しております。また事業の実現の見通しも高いということで、事業をこのまま継続しようと、事業促進を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

説明資料としては以上でございますが、よろしくお願いたします。

[土地区画整理事業にかかる質疑]

○塚口座長 はい、ありがとうございました。それではただいまの御説明に対しまして、委員の皆様方から御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○角野委員 非常に順調に進んでおるといってお話です。

これ、今現在2つの土地区画整理事業をおやりになっているわけです。それで、今、これのほう、非常に順調に進んでいると。今後の区画整理の見通しというのは何かあるのでしょうか。選択と集中でどんどん絞り込まれていって、当然、ここにはまだ上がっていないんでしょうけども、何か課題として、あるいはこういうことが次のステップにあるんだというようなことは今はあまり決まっていないんですか。

○丸山区画整理担当部長 区画整理担当部長の丸山でございます。なかなか難しい御質問。今のところ具体的にこの次という形で考えているところはございませんけども、公共団体施行につきましては、それなりにやるべきところはまだあるかなあというふうには考えてございます。ただ、大きな事業は非常に事業費もかかりますので、そういうところを見きわめながらやっていきたいというふうにご考えてございます。

それともう1つは、民間施行です。民間施行につきましては、民間の活力を使いまして、公共団体施行ほど大きくはありませんけども、部分的であっても、効果のある事業であれば、これは積極的に進めていきたいというふうにご考えてございます。大阪駅、うめきたのああいう事業も含めまして、今後積極的に進めていきたいということで、いろんな場所を見きわめていきたいと考えております。

○角野委員 公共施行については、もう当分の間、この2つに絞り込んでいると。

○丸山区画整理担当部長 今はそうですね、はい、この2つに全力を挙げて、遅れないように頑張っ
てまいりたいというふうにご考えてございます。

○塚口座長 わかりました。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質問も出尽くしたようでございますので、都市整備局所管の土地区画整理事業についての質疑応答はこれにて終了いたします。都市整備局の皆さん、朝早くからどうも御苦労さまでございました。御退席ください。

◆港湾局所管 港湾整備事業 都市再生整備事業

○塚口座長 それでは、港湾局所管事業の説明及び質問等に移りたいと思います。港湾局の皆さん、どうぞ席へおつきください。

それでは、始めさせていただきます。港湾局所管の港湾整備事業、都市再生整備事業に移らせていただきます。

港湾整備事業、南港東地区国際物流ターミナル整備事業及び都市再生整備事業 咲洲コスモスクエア

地区ペDESTリアンデッキ整備事業の説明をおよそ15分程度でお願いしたいと思います。簡潔に、どうぞよろしくお願ひいたします。

[港湾整備事業 都市再生整備事業にかかる説明]

○丸山計画担当課長 港湾局計画担当課長、丸山でございます。南港東地区国際物流ターミナル整備事業について御説明申し上げます。

お手元の資料のこれまでの評価でございますが、2/2と書いてあるページ、番号でいいますと、9番、上の部分でございます。

前回、21年度の事業評価の際は、この事業は埠頭用地の部分と流通施設用地ということで、岸壁の直背後で荷さばきをするのに必要な埠頭用地と、流通業務施設等に利用する流通施設用地と2つに分かれてございまして、今回評価部分は、埠頭用地の部分についてとなります。

この部分につきましては、前回の21年度の評価では、限定的な実施にとどまるということになっており、そのさらに背後地の流通施設用地については、事業休止になってございます。今回につきましては、事業内容は変わっておらず、改めて評価した結果、結論についても前回と同様、事業継続Cとしてございます。

その理由といたしまして、この用地を使うための岸壁の部分、これは国の直轄事業によって実施しておりますけれども、この整備がなかなか進んでおらず、国としては、事業の選択と集中を行い、夢洲C12コンテナ埠頭の整備を重点的に進めている状況であり、今回評価の背後埠頭用地についても、国の岸壁の進捗に合わせて、限定的に実施するというところで、事業継続Cと評価してございます。

資料2-2につきましては、総事業費のうち、埠頭用地部分で投資した事業費でございます。総事業費が48億円に対しまして、21年度末で7.4億、それ以降については、実質的には実施しておりませんので、進捗率等は変わってございません。

次に、この南港東埠頭用地の整備について、大阪市全体での位置づけであります。資料の中で、4-1という部分でございます。

ランドデザインの中での位置づけでございますが、この事業というよりも、大阪港が大阪市の全体計画の中でどう位置づけられているかということであり、西日本の産業と国際物流を支えるゲートポートということで、局の運営方針でも、産業を支える物流インフラとしての港湾の国際競争力の強化を掲げてございます。このほかにも防災も大きな柱として局の運営方針にはありますが、一つの柱である、物流についてはこのような記述をしてございます。

この埠頭用地についての整備の手法であります。4-1、港湾局の事業は一般会計と企業会計よる部分の2つでございます。先ほど申し上げた国の直轄事業は一般会計2部の修築事業のところ、国直轄事業負担金にあたります。これは港湾法に基づき国直轄事業の港湾管理者の負担金が決まられており、その負担金を国に支払うことで事業を進めています。これによって岸壁、あるいは泊地等を整備していくものでございます。

もう一点、今回の埠頭用地の整備につきましては、企業会計による、港営事業会計、港湾施設提供事業でございまして、この施設提供事業というのは、下の図に四角で枠囲みしてあります、引船の部分から岸壁の上に設置されている荷役機械であるクレーン、あるいは埠頭用地、上屋などを一般的には起債によって整備しまして、これらの利用料を利用者からいただくことによって、その起債を償還するという事業になってございます。

この施設提供事業の直近の事業費の推移というのが、その下の表になってございます。引船事業は25年度末で廃止したということもあり、ゼロという数字が入っている部分もございます。

資料4-2につきましては、今回の再評価の調書となり、この南港東のターミナルの整備事業内容について記述してございます。

事業の目的といたしましては、輸入の木材が、これまでは原木による輸入となっておりますが、原木の取扱いが減少し、製材化が進み、木材整理場の利用が大きく低下してきたということで、製材化に対応するターミナルに整備しようということと、それから北南米向けの鉄鋼関連の輸出拠点の機能向上ということの2つを目的にしてございます。

事業内容としては、前面の水域に岸壁があり、これは国交省の直轄事業で実施されているところでございます。

現在の事業を取り巻く状況につきましては、製材の貨物については、一時リーマンショックで非常に落ち込んだわけですが、やや回復してまいりまして、将来も含めて横ばいで推移するものと見込んでございます。

それから鉄鋼につきましても、北米向けについては、シェールガス等で、新たな鉄の需要も北米方面で出てきたということもあり、増加傾向にあるのではないかと見込んでいるところでございます。

この岸壁と一体で埠頭用地を整備することにより、輸送コストの削減が図られるということでありまして、費用便益については、1.2となっております。これは岸壁、それから埠頭用地、道路まで一体的に含んだ全体での便益ということになってございます。

事業の進捗状況につきましては、先ほど申し上げたとおり、5年間では変わっておりません。未着工、あるいは事業の長期化している理由も先ほど申し上げたとおり、C12の延伸整備を重点的に推進するというので、長期化しているものであり、進捗が少し遅れている状況でございます。

そのほかにコスト縮減策として、大規模公共事業の残土の活用、この用地は埋め立てによって整備していくということですが、その埋め立ての用材を建設発生残土の活用ができないかということとを別途検討したいということでございます。

埠頭用地につきましては、岸壁と一体的ということもありますので、まず岸壁、直轄事業の水深13メートルの岸壁の進捗に合わせるということでC12岸壁、夢洲コンテナ埠頭の岸壁整備が終われば、次は南港東という計画も聞いてございますので、その段階で、本格的な整備ということになると思っております。

次に、今回の南港東地区の位置図、対象図、図3に夢洲コンテナ埠頭と南港東の位置関係等を記述してございます。

この夢洲のC12コンテナ埠頭につきましては、大阪港は阪神港として戦略港湾に指定されておりますので、この機能を強化するというので、今優先的に取り組んでいるところでございます。このC12の岸壁の延伸ができれば、夢洲で大規模なターミナルができるということで注力しているところでございます。

5ページ以降につきましては、近畿地方整備局が岸壁の部分については所管でございますので、昨年度、この部分についての事業再評価を実施しております。そのときの内容を添付しており、基本的には我々の今回の評価もこの国の評価に準ずるということで取り組んできております。

説明は以上でございます。

○松井開発調整担当課長 港湾局の営業推進室開発調整担当課長、松井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、事業番号10咲洲コスモスクエア地区ペDESTリアンデッキ整備事業について御説明させていただきます。

まず、資料の5-1実施状況説明資料の3ページをご覧ください。

この3ページの右側の整備計画図に、ペDESTリアンデッキの整備の現況を示しております。ペDESTリアンデッキはコスモスクエア駅と大阪府咲洲庁舎を結ぶ東ルートと西ルートの2ルートの整備が計画されております。

東ルートにつきましては、今回の事業評価の対象となる、①、②、③の全てが平成25年8月末までに整備が完了しており、本市が整備した①と③を結ぶ民間所有地の部分の整備を残すのみとなっております。

西ルートにつきましては、今回の事業評価の対象となる④、⑤及びコスモスクエア駅から咲洲庁舎に至る民有地部分のいずれもが未整備の状況となっております。

次に資料5-2の1ページ、調書をご覧ください。

まず、2番の事業概要の②事業目的でございますが、本事業の対象地である咲洲コスモスクエア地区周辺には、コンテナ埠頭が立地しており、物流動線と歩行者動線が輻輳しております。このため歩行者の安全性及び快適性の向上を図り、にぎわいの創出や良好な職住環境にも配慮した地区の環境を改善し、まちの魅力の向上を図ることを目的にペDESTリアンデッキを整備することとしております。

次に、③事業内容でございますが、先ほど御説明させていただきましたように、本事業は地区内のコスモスクエア駅と咲洲庁舎を結ぶ歩行者ネットワークのうち、道路横断部5橋を整備するもので、東ルートの(1)から(3)の3橋は既に整備が完了しており、西ルートの(1)から(2)の2橋は未整備の状況です。

次に、3番、事業の必要性の視点の①事業をめぐる社会経済情勢の変化でございますが、咲洲コスモスクエア地区を初めとする本市の臨海部につきましては、これまでテクノポート大阪計画などに基づき、まちづくりを進めてまいりましたが、計画策定後、20年以上が経過し、本市臨海部に求められる機能や役割も大きく変わってきております。このため、平成21年2月にテクノポート大阪計画が見直され、臨海部の開発状況や社会経済動向などを踏まえ、今後の臨海部のまちづくりの方向性やコスモスクエア地区の活性化方策が見直されております。

当該地区でのペDESTリアンデッキ整備につきましては、引き続き進めることといたしております。

次に、②定量的効果の具体的内容でございますが、効果項目としましては、1つ目に歩行時間短縮による効果、2つ目に、歩行者と自動車とが立体的に完全に分離することにより、歩行者の安心感を向上するとともに、幅の広い歩行者空間が確保されて、歩行者がゆとりを持って歩ける効果。3つ目に建物と駅の間での移動において、階段の上下移動が解消される効果を定量的効果の項目としております。

次に、③費用便益分析でございますが、4ページの図3をご覧ください。左側の表に記載しておりますように、歩行時間短縮便益が10.1億円、歩行者移動サービス向上便益が4.4億円、上下移動快適性便益が0.4億円で、便益総額は14.9億円。

一方の費用でございますが、用地費0.1億円、施設建設費8.5億円、維持管理費0.6億円で、費用総額は9.2億円。この便益総額を費用総額で割りますと、費用便益比B/Cは1.62となります。

次に、調書1ページ最下段の⑤事業の必要性の評価にお戻りください。以上のように、費用便益比が1.62となり、1を上回っていること、また咲洲コスモスクエア地区においてトレーラー等物流動線と歩行者動線の分離を図り、歩行者の安全性、快適性などの環境改善を実現する必要があることから、引き続き事業を実施していく必要があるものと考えております。

次に、調書2ページの4、事業の実現見通しの視点の⑤未着工あるいは事業が長期化している理由でございますが、5ページの図6をご覧ください。

ペDESTリアンデッキはルート上の民間所有地の開発計画に合わせて、本市が道路横断部のペDESTリアンデッキの整備を行うこととしておりますが、西ルートにつきましては①から④の土地所有者の開発計画が具体化されておられません。このため本市が道路横断部のペDESTリアンデッキの整備を実施できず、事業が長期化している状況でございます。

次に、調書2ページの⑦事業の実現見通しの評価でございますが、6ページの図7及び図8をご覧ください。

まず、図7ですが、今年の6月末から咲洲コスモスクエア地区の複数区画の土地について、本市の方針に沿った開発プロジェクトの提案を募集しており、現在その手続中となっております。

次に、図8ですが、黒塗りの当該敷地につきましては、土地所有者と民間事業者の間で既に定期借地契約を締結しており、周辺地域の開発が進んだ際には当該敷地内においてもペDESTリアンデッキを整備することについて文書により約束を交わしております。

以上のことから、調書2ページの⑦事業の実現見通しの評価につきましては、西ルート上の民間所有地の具体的な開発計画の動きがあり、本市が整備を行う予定のコスモフェリー線横断部及びコスモ中央線横断部の整備の見込みが立ったことから、評価Bといたしております。

次に、5の事業の優先度の視点の評価でございますが、平成26年度港湾局運営方針におきまして、重点的に取り組む主な経営課題の一つとして、臨海地域の活性化を掲げ、咲洲コスモスクエア地区においてペDESTリアンデッキを整備することとしております。

また、この事業が遅れることによる影響としましては、歩車分離による歩行者の安全性及び回遊性の確保を目的として、ペDESTリアンデッキの整備を行うため、歩行者の安全性に影響が生じるものと考えております。

以上のことから、5事業の優先度の視点の評価につきましては、評価Bとしております。

最後に、最下段、7、対応方針でございますが、西ルート上における具体的な開発計画の動きがあり、ペDESTリアンデッキの整備の進捗も見込まれること、また、当該地区では依然としてトレーラ一等物流動線と歩行者動線が一部輻輳しており、歩行者の安全性及び快適性の確保のため、ペDESTリアンデッキを整備する必要があることから、本事業は事業継続とし、評価Bとしております。

以上で咲洲コスモスクエア地区、ペDESTリアンデッキ整備事業についての説明を終わらせていただきます。

[港湾整備事業 都市再生整備事業にかかる質疑]

○塚口座長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見ございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

○松島委員 1点、港湾整備事業のほうについて御質問させていただきます。

この事業、いろんな国直轄の事業、岸壁の事業であったりとか、それから港湾局で別途進められているC12の岸壁の必要等いろんな絡みがあってなかなか大変だということは重々理解いたしておりますけども、こちらの資料の中で、たしか近畿地方整備局にかけられたという調書の中で、国の事業としては平成32年に完了見込みという記載がたしかあった、33年度ですか、済みません。で、もう一つ、港湾局として重点的に今挙げられている、夢洲のC12岸壁のほうの完了見込みというのもしわかりましたら教えていただけますか。

○丸山計画担当課長 現在工事を進めてございまして、28年度には岸壁部分は供用したいということ聞いております。

○松島委員 そうすると、その後、29年度以降はこちらに回ってくると。

○丸山計画担当課長 はい、そうです。

○松島委員 ということで、まあ、そこから頑張ってもらうことで33年度に完成するというのが読みであると。

○丸山計画担当課長 はい、そうです。

○松島委員 わかりました。ありがとうございます。

○塚口座長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○水谷委員 同じく、港湾の整備事業なんですけども、前回の評価のときに、27年度で完了するという予定でやっているんですが、国のほうの動きが余りないということで、今回も前回と同様にCであるということなんですけども、事業で、今後の取り巻く環境のところ、木材がリーマンショックの前のところまで持ち直してきているということとか、それからそこはわかるんですけども、鉄鋼とか鋼材の輸出量がシェールガスの生産に伴ってというのが、これはあくまでも見込みというのか、これが本当にそうなのかわからないところがありますよね。この辺、何か確固たる、確固たるというところまでは言えないと思うんですけども、ある程度そういうものの必要性というのが近隣の鉄鋼関係の会社のほうからそういうようなものがあるのかどうかというようなことが1点と。

それから、もう1点は、また同じように、C評価でやるということが、どうしても国の状況に応じてというところが物すごく気になるんですけども、その辺何とかこちらのアクションによってもう少し事業が進むような形が行けるのかどうかという見通しのほうはどうなんでしょうか。と申しますのは、また次回の評価のときに、同じようにまた外部の情勢によって全然動きがないですよとなったら、いつまでも他人任せみたいな、こういうふうな形になってしまう可能性があるんで、その2点、どうすれば動くような形になるのかに関して、何か対策等を考えておられるのか、その点、お聞かせいただければというふうに思います。

○丸山計画担当課長 1点目、鋼材の動向でございますけれども、少し説明を割愛しましたが、参考のところ、近畿地方整備局が昨年度実施された資料、シート番号で2つ目の鉄鋼・鋼材輸出の動向というところでございますが・・・。

○塚口座長 済みません、何ページですか。

○丸山計画担当課長 資料4-2の6ページでございます。そこに参考で、国が実施されたときの資料を添付しておりますけれども、その中のシート番号の2つ目、6ページの下のシートですね。その右側のところに、鉄鋼・鋼材輸出の動向とあり、これは近畿地方整備局が実施されたものではございますが、再評価のときに物流業者、あるいは船会社に調査をされて、今後の傾向を踏まえた形で推計されているということでございます。そのほかにも鉄鋼メーカーにおいても調査をされて、需要増の見込みを持っているということであり、これらを踏まえた形となっております。

もう1点、本市のほうから何かこの事業を進めるための、というところでございます。なかなか本市の側から何かというのはちょっと難しい側面がございます。それは、本市としては、C12、夢洲のコンテナ埠頭の整備が、この事業と優先順位を比べた場合、選択と集中ということになれば、夢洲コンテナ埠頭のほうを優先させたいという思いがございます。国全体として当然港湾整備の枠というものもございますので、そういった中で、28年度の供用に向けて、コンテナ埠頭整備が進められるのであれば、それを本市としても是としていきたい。それは合意した形で進んでいるというところでございます。

この事業を進めるためにという意味でいいますと、岸壁ができなければ埠頭用地を幾ら頑張ってもつくってもというところがございますので、そういう点からしても、国の予算、岸壁整備の進めぐあい

に左右されるものであると思っております。 以上です。

○水谷委員 どうしようもないというのがあるんですけども、結局、見た目がいつまでたっても終わらないとなってしまうと。この事業だけ独自のところは終えてしまうということは可能なんですか。

○丸山計画担当課長 この事業は起債で実施するものですから、投資した分は当然利用者に利用料を払っていただいて、それで償還するということになりますので、整備したはいいが利用されないという訳にはいかない、一定利用が見込まれることが必要と思っております。そういった意味では、やはり岸壁があってこそ利用されるものでございますので、この埠頭用地だけを先行して整備するのは、難しいかと思えます。

○塚口座長 ほかに、はい、どうぞ。

○高瀬委員 意見なんですけれども、先ほどの、今の御意見の絡みなんですけれども、対応方針のところ、国の直轄事業とあわせて、これもあわせて限定的に実施しと書かれているんですが、毎年、21年度と同じように、同じような形態で、保存的な工事をずっと同じような金額でやっているという形になっていて、これが次の評価のときにも、また同じようなことであってはいけないということで、先ほどから意見が出ていると思うんですけども、ある程度国の事業のめどが立ってきて、そうすると、それに合わせて、それなりのプランを少し現実化してきているのではないかと思うんですけども、そうであれば、ちょっとそのあたりを書き加えていただいて、前とは違って、今はこうしているけれども、28年度にはこうなる予定であるとか、そうなった場合はこういうふうに予算をこうこうしてとかいうあたりを、書ける範囲になると思えますけれども、書き込んでいただければC評価になりやすいというか、そうじゃなくてずっとこのまま行くのであれば、果たしてCでいいのだろうかという疑問も出てまいりますので、意見ですけども、そのあたりを踏まえて、若干資料の補完、あるいは記載方法の工夫なりをしていただきたいと思います。

○丸山計画担当課長 わかりました。ありがとうございます。

○塚口座長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○角野委員 ペデの方について確認なんですけど、デッキの必要性はよくわかります。ただ、これはつながって何ぼのものでですね。公共の部分と民間の部分とがつながらないと機能しないわけですが、例えば、今回の結婚式場のお話がありましたように、その部分については定借なんだけど、民間のほうが出していただけるような、そういうことになっているのか。それからそれ以外の部分について、この公共のほうの整備のスケジュールといいますか、見込みと、それによって民間がデッキをつけてくれるというのは、時間的なギャップというのがどのように見込まれているのでしょうか。

○松井開発調整担当課長 まず定期借地部分でございますが、ここについては定期借地終了後は民間事業者が撤退するということになりますので、民間事業者が費用を出して整備するのか、それとも土地の所有者である(株)大阪港トランスポートシステムが整備するのかについては、両方で今後協議して決めるという形になっております。

いずれにしても、民間事業者から、周辺の開発が進めば速やかに整備するということは書面で約束いただいておりますので、それは定期借地であっても大丈夫と思っております。

また、我々の整備するスケジュールと民間事業者とのギャップでございますが、民間事業者の整備が進めば、速やかに本市が公共整備の部分についても着手できるように、道路横断部の設計等の予算は毎年度計上しています。26年度の予算につきましては、それを流さなければならないような状況、時間に来ているところでございますが、そのあたりは民間事業者に追随して、公共側も整備するという事で時間のギャップが出ないように配慮をいたしております。

○角野委員 はい、わかりました。

(3) 事業再評価対象事業についての意見聴取

○塚口座長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、質問も出尽くしたようでございますので、以上で港湾局所管の港湾整備事業及び都市再生整備事業についての質疑応答を終了いたします。港湾局の皆さん、どうも御苦労さまでございました。退席いただいて結構でございます。

それでは、本日2局3事業の質疑を行ったわけでございますが、各事業につきまして取りまとめをしていきたいと思っております。

具体的には評価各所管局の評価が妥当であるか。もし妥当でないと思われた場合には、どういった点が説明不足か、あるいはどういったところに疑義、問題点があったか。さらに、次の会議で再度追加の説明や追加資料の提出が必要か。最後に、個別の事業について、計画内容の一部変更等、特に意見がないかどうか、これを確認していきたいと思っております。

まず、最初の事業番号8、淡路駅周辺地区土地区画整理事業について、これはいかがでございますでしょうか。私が今申し上げた評価が妥当であるか、もし妥当でないとすれば、どういった点が説明不足かということ、まずそこを取り上げたいと思っておりますが、所管局の自己評価ではAということになっておりますが、この評価についてはいかがでしょうか。

一応A評価でよろしいでしょうか。

そういうことでございましたら、そのほかに何か追加の御指摘事項等がございましたら、承りたいと思っておりますが、一応A評価でお認めいただきまして、先ほども特に大きな御指摘、これは角野先生からこれ御質問いただきましたでしょうか。

○角野委員 質問で、特に異議があるということではないので。

○塚口座長 ございませんか。

○角野委員 こういう事業がもう既に2つに絞り込まれて、これをやると、選択と集中とおっしゃっていて、次にどういうビジョンをお持ちなのかなと思っただけです。特に民間のほうについては引き続きいっぱい出てきますので。情報を求めただけです。

○塚口座長 はい、わかりました。ほかに委員の方々も、特にこれ以上に何か指摘するということはないという御判断でよろしゅうございましょうか。ありがとうございます。

それでは、次の、事業番号9でございます。港湾局所管の南港東地区国際物流ターミナル整備事業につきましてはいかがでございますでしょうか。

これにつきましては国の直轄事業と連携する必要があるもので、それと歩調を合わせるといいでしょうか、それが先行的に進まないとし市の事業が進めにくいということで、担当部局の説明もございましたし、また委員の皆さんもそれはわかるんだけど、ほっといていいんですかというような、そういうような御意見もあったかと思っておりますが、これについてはどのように扱いましょうか。

水谷先生、何か。

○水谷委員 いや、高瀬委員のほうで指摘されたようなことがやっぱり書いといてもらわないと、何か全て外部のところであらたらとやっているように見えちゃうんですね。だから、その辺がやっぱり必要じゃないかなというふうに思います。

○塚口座長 わかりました。高瀬委員、恐縮ですが、何かうまくはめ込むような言葉、ちょっと文章、御提案いただけますでしょうか。

○高瀬委員 今ここでということですか。

○塚口座長 先ほどおっしゃったのは。

○高瀬委員 あの言葉でいいんじゃないかと思うんですけど、要は国の直轄事業のめどが立って、その年度に合わせた計画の具体的な内容について、こういうふうになっているという記載をいただければということと、それから、今、国の事業云々ということ、ちょっと資料で補完ということもできればですね。年度の、平成28年というコアな年度ができていけるんじゃないかというふうに思います。

それと、ちょっと今の意見と少し離れるんですが、これ、総事業費がずっと48億で来ているんですけども、これは、ここ、将来的には変わるとは思うんですけど、平成12年もずっと48億で、何か事業の規模とか内容が若干変わってくるような気がするんですけども、これは、別にここで議論してふやすとか減らすとかいう意味ではないんですけども、うち7.4億というか、ずっと絵に描いたような同じような金額が並んでいるんですけども、何かこれが若干見ていて不自然なような、何となく机上の計算をしているような気がしなくはないんですけども、このあたりを、これはちょっと質問をぶつけたほうがよかったのかもしれないんですけど、これは動かない金額であるのかどうかとか、7.4億って、今年もそうなのかどうかとか、このあたりがちょっとわかりやすい資料があればなというふうにも思います。

○塚口座長 はい、わかりました。

○大倉事業再構築担当課長 その中に事業費、今もう局出ていますので、事業費の内容というか見直しをしてるしてないを含めて、どういった状況か、もう少し確認をとらせていただいて、次回報告させていただきます。

○塚口座長 ありがとうございます。2つ目の御発言につきましてはそういう形で対応していただくということにいたしまして。

○高瀬委員 はい、済みません、おくれて申しわけございません。

○塚口座長 最初のほうですけども、要するに、国の事業の進みぐあいはどうなっているかということが我々よくわかりませんので、何とも言いにくいところがあるんですけども、とにかく国の事業の進みぐあいを確認していただいて、市が手に入れられる範囲の情報に基づいて、若干この市の事業についても将来の見通しですね、それを加筆していただきたいと、対応方針について、そういうような意見を出すということで。

○高瀬委員 それで結構でございます。

○塚口座長 そういうことを担当局に、所管局にお伝えいただくということでよろしく願いいたします。

○大倉課長 次回のほう、修正案を。

○塚口座長 はい、ありがとうございます。この第9番目の事業につきましては、ほかに御発言ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、事業番号10でございますが、咲洲コスモスクエア地区のペDESTリアンデッキ整備事業については、何かございますでしょうか。特に御指摘いただくことは、改めて御指摘いただくことはございませんでしょうか。松島先生、よろしゅうございますか。

○松島委員 はい。

○塚口座長 それでは、特に御指摘がないようでございますから、おおむね担当局の自己評価に同意できそうだということでございます。

それでは、本日の3つの事業についてでございますが、事業番号8と事業番号10につきましては、特に改めて議論する内容はないというように整理していきたいと思っております。

それから、事業番号9でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、総事業費がここ十数年、同じ額になっているというようなことで、これは妥当なものであるかということの御説明をいただくということと、それから、対応方針について、国の事業の進捗状況と対応させまして、市としての今後の見通しですね、これについて若干加筆していただきたいと、こういうような要望でございました。そういうまとめでよろしゅうございませうか。ありがとうございます。

それでは、本日の事業再評価、対象事業の説明及び質疑応答については、終えたいと思います。

最後に、もう一つ検討事項がございまして、建設事業評価の見直し検討についてということでございます。これは若干時間がかかるかと思しますので、事務局の御提案がございまして、ここで5分程度休憩をとらせていただきたいと思います。あの時計で45分スタートということでよろしく願いいたします。

(休憩)

(4) 建設事業評価の見直し検討について

○塚口座長 それでは時間になりましたので、次第で申しますと、4つ目の建設事業評価の見直し検討について、まずこれは、事務局から御説明をお願いします。

[建設事業評価の見直し検討について 説明]

○大倉事業再構築担当課長 それでは、建設事業評価の見直し検討のたたき案ということで、今回は資料6のほうを用意させていただいております。

見直しの検討ということで、今回見直します事業再評価の分について4枚のうち3枚が事業再評価の関係の見直しの検討の資料、最後の1枚が大規模事業評価ということでの見直しの評価をいただいております。

まず1枚目、資料に沿って御説明させていただこうと思うんですけども、まず1枚目に簡単にこれまでの経過なり、現状の実績を踏まえまして、今回見直しに至る課題認識としてどういうふうを考えさせていただいているかというところをまとめさせていただいております。

資料に沿って簡単に説明をさせていただきますが、まずこれまでの再評価をやってきた、簡単な経過ですけれども、まず平成10年度より、国の補助事業ということで義務化、再評価が義務化されたことを受けまして、事業の再評価を始めてきたと。

平成15年度には、国の義務化以外についても、市の単独事業であるとか、交付金事業についても再評価のほうをやっていくということで拡大をさせていただいております。

平成22年には、国の補助金の事業が多くは新しい社会資本整備総合交付金に移行したということもありまして、いわゆる事業再評価の義務化というものがなくなってはきたんですが、これまで、これまでしてきた再評価の対象につきましては、ほとんど市の事業として、引き続き再評価のほうをやっているというのが現状でございます。

平成23年には、少し国の要綱に合わせまして、再評価の実施時期というものを特に再評価当初にやるものを10年から5年に見直したということで、少し表現も含めて変えてきております。

平成24年度には、そういうような昨今のPDCAサイクルというところでの取り組みの位置づけということで、大規模事業評価、事業再評価というものを要綱の中に位置づけてきているというのが平成24年度ということで、それにのっとりまして、事業再評価のほうを今日も含めまして実施してきているというのが現状でございます。

2番目に事業再評価の対象ということで、要綱に記載している対象事業、こういったものを対象に

するかというものをそのまま転記させていただいています。

要は、1が国の事業ということで、まだ再評価義務が残っている形でございますので、そういったもの場合、それから2から4につきましては、いわゆる市の事業としてやっているものにつきまして、これは開始年度から5年なり、さらに5年継続しているものについては、5年サイクルで基本的に事業再評価をしているというふうになっております。

3つ目の事業再評価の実績ということで、平成25年度末でどのぐらい件数があるかということなんですが、継続中の事業につきましては、今61事業がございます。

その中でも下に内訳、回数を示しておりますが、いわゆる2回以上実施してきているものが、2回、3回、4回というものが合計で48ございまして、大体全体の8割については、2回以上再評価のほうをやっているというのが現状でございます。

右手に、再評価の目的ということで改めて書かせていただいておりますが、今、本市のホームページのほうで上げておりますのが、目的といたしましては、そういった長期継続中の事業というものについての事業の必要性や進捗状況等を踏まえまして、評価をして、事業継続の適否の判断材料として活用するというものを入れておりますが、さらに実際、実施する、今回も公表ですし資料等についてホームページで公表しておりますが、国の実施要綱の下に書かせていただいておりますけれども、いわゆる評価を公表することによって、公共事業における効率性なり実施過程の透明性の向上を図るということを目的とするというのが、事業再評価の目的であるかなということで再整理をさせていただいております。

その状況を踏まえまして、5のほうに課題ということで上げさせていただいておりますが、一つ目につきましては、これはおさらいということで、いわゆる平成10年なり15年からやってきたものについては、当初の対象事業を評価する過程でいろいろ議論いただきまして、必要に応じて要綱も改正してきておりますし、評価の方法なりこういった資料作成についても、一定仕組みが構築されてきたかなというふうには認識しております。

ただ現在は、予算縮小に伴い事業進捗が図れない状況なりということ踏まえて、事業の期間が延長されているということで、今回は先ほども現在61事業のうち48事業は2回目以上ということになりますが、そういった2回目以上の再評価の事業がふえてきているということと、そういった事業の必要性、対応方針というものが、特に変更なく継続していくものであるとか、事業進捗率の高いものであっても、これまでと同様に、いわゆる1回目の再評価と同様の形で評価してきておりまして、そういった再評価の目的、いわゆる継続の適否を判断するという目的とか効率性の観点から、事業評価の見直しというものが、特に2回目以上のものであるとか、事業進捗率の高いものであっては、少し見直しはどうかというふうな課題認識を持っております。

また、一番3点目には、PDCAサイクルへの取り組みということで位置づけしていることがありまして、いわゆる再評価を受けたときから次の再評価5年までの間というものが、今は何もチェック等をしておりませんが、そういった毎年事業の進捗状況というものをやはり把握して、対応方針に沿った事業の取り組みというものが行われているかというところについては、一定PDCAの観点よりチェックする必要があるのではないかと考えております。

そういったところも踏まえまして、見直しのポイントとしては、いわゆる事業進捗率の高い事業での評価の方法、再評価2回目以上の方法、PDCAサイクルの観点による新たな取り組みというところで、少し見直していかないとどうかなというふうなことを考えております。

資料を1枚めくっていただきまして、2枚目にそれぞれの見直しのポイントごとに少し見直しの方

向性というか、たたき案のほうを整理させていただいております。

まず、進捗率の高い事業の評価方法でございますが、まず私どもの案としましては、いわゆる事業進捗率が90%以上に達している事業、用地取得率が90%以上かつ工事進捗率につきましても90%以上ついている、進捗しているものにつきましても、やはり事業継続の適否の判断という必要性については低いのではないかとということで、いわゆる事業再評価の対象から外してしまうというのが、まず一つ。

ただ、外してもそのままでもいいかということもありますので、ただし、再評価のサイクルと同じ時期、いわゆる5年ごとに、事業の実施の状況やその後の対応について、簡単な調書を作成して、これについても公表していくということは残したらどうかというふうに考えております。

その具体的な調書のイメージにつきましても、真ん中のほうに書かせていただいております、事業の進捗であるとか、5年間どういった実施状況をしてきたかということと、今後どう対応していくかというようなところでございます。

お手元に、その後ろに参考資料1ということで、A4で、用地取得率と工事の進捗率がともに90%以上の事業の一覧ということで、いわゆる現状の61事業の中でそういった条件に当てはまるものが8事業ございます。

表に一覧表をつけさせていただいておりますが、主には街路事業と公園の事業がそういった90%以上の状況になっております。少し、例えば1枚めくっていただきましたら、これは今回、先ほどの追加資料ということでありました大和川北岸線でございますが、これにつきましても、用地取得率や工事進捗率については、90%以上になっております。

ですので現状、道路として一定機能はしておりますが、用地取得が難航しているということもあって完了には至っていないような状況でございます。

少し1枚、2枚とめくっていただきまして、同じような街路の状況がございます。少しめくっていただきますと、公園の事業、絵のほうをつけさせていただいているかと思うんですが、これも全体、公園としてはほぼ整備はしてきている、部分的には用地取得ができていないということで、事業が完了しないということで継続していつているような物件でございます。

公園としてはおおむね整備は終わっているけれども、部分的なところでは完了していないという状況が、事業進捗率が90%以上ではそういった状況が見られるのかなというのを少し参考の資料としてつけさせていただいております。

お手元、A3資料に戻っていただきまして、その左側の下に、他の自治体のほうでこういったことを取り組みされているのはどうかと、検討されてはどうかということで、少し政令市と近畿2府4県、都道府県のほうを調査等をさせていただいたんですが、中には、横浜市、北九州市では、いわゆる事業進捗率が、これは事業費ベースなんですけれども、横浜市も北九州市も80%以上であるというものについては現状、再評価の対象除外ということでされているということです。

また、これはちょっと北海道の少しホームページを見たときに、出たところがありまして、少し参考に入れさせていただいておりますが、北海道のほうでも、進捗率のおおむね90%以上、または主要工事を完了している地区のうち、これは、こちらと同じようなそういった委員会の中で、特に再評価が必要でない認められた地区に限定はされておりますが、そういったものについては、再評価から外しているというようなことであります。

下に、兵庫県を参考で入れておりますが、ここは、残事業が3年以下ということが前提になっておりますが、いわゆる少し参考としては、完了のめどが立っている事業の目安として、用地買収90%な

り、工事進捗率70%というふうに兵庫県のほうでは捉えられて、再評価の対象除外というものを設けられております。

右側へいきますが、次に2つ目で、再評価の2回目以上の評価の方法ということを見直しのポイントで上げさせていただいております。

案といたしましては、前回の再評価からの進捗が予定どおり進捗している事業については、再評価については簡略化してはどうかなど。

特に、前回の評価で事業継続A、またはBということで評価した事業において、5年を経過したということで再評価を受ける場合、いわゆる5年間予定どおり進捗が図られていて、事業費とか事業期間の変更というものもほとんどないような状況で、対応方針も変わらないというようなものについては、そういった改めて再評価の必要性が低いということから、再評価については簡略化したらどうかと。

ただ、社会経済状況が著しく変化した場合というのは、また違う視点が必要だと思いますが、その場合は簡略化しないというのを、ただし書きで入れさせていただいております。

先ほどの土地区画整理事業につきましても、こういったものに当てはまるのではないかなというふうに考えられると思います。

下の2つ、入れさせていただいておりますが、特に、いわゆる下のほうで事業継続Cですが、これにつきましては、いわゆるもともと事業がおくれることによる影響が小さいということと、事業完了の必要性が乏しいというような評価もしながら、いったものでありますが、状況によっては、やはり次回の評価で休止という可能性も考えられるものが、事業継続Cというふうに思いますので、こちらについては、いわゆる事業進捗の状況に関係なく、再評価を5年後もやっていくというふうにしてはどうかというふうに考えております。

いわゆる、再評価を簡略化するということの具体的な案といたしましては、下のほうに記載させていただいております。

これはどちらも、今回の調書の一覧表につくらせていただいているようなもので、いわゆる答えのほうだけを簡潔に書いていたらどうかということと、前回の評価から5年間の取り組み状況が順調にいつているかどうかというところの自己評価をしていただいて、そういった順調にきているものについては、今後の対応と合わせまして自己評価を行っていただいて、こういった簡単な調書を作成すると。

それで、こういった自己評価と今後の対応方針については、当委員会のほうでは、一度意見のほうをいただきまして、確定させていきたいという、流れは同じようにさせていただきたいというふうに考えております。

1枚めくっていただきまして、少し簡単にそういった流れのほうを表のほうにさせていただいております。

事業継続A、Bについては、簡略化の対象ということで、Cについては先ほど説明させていただいたものを載せております、同じように再評価していくということで、継続A、Bであったときに、自己評価なり、進捗状況について十分な評価をいただいて、その辺あたり、自己評価の案としてはおおむね予定どおりの進捗が図られているということと、少し、事業費の増加等については、少し目安のほうが必要かと思っておりますので、ここでは増加が10%以内であるとか、事業期間の延長が10%以内というものをいわゆるおおむね事業費なり、事業期間が変わっていないというふうに捉えさせていただいて、そういった状況であるということと、対応方針についても、いわゆる事業継続B以上ということ

で継続していくという方向を出していくというものについては、一旦自己評価、対応方針案をつくっていただいた場合は、年度当初にそういったものをつくって、有識者会議の場で意見聴取をさせていただいて、その対応方針どおりということであれば、先ほどの調書等でそのまま対応方針については、年度末に対応方針を公表していくということで、当然、自己評価として予定どおり進捗が図れなかったであるとか、事業計画の変更とか、事業費の増加についても事業者がかかわったであるとか、事業期間が延長されている部分については、やはり再評価というものは必要だというふうに考えておりますので、そういった場合については、通常どおりの再評価をしていくというふうな形で、少しメリハリをつけたような形の再評価をしてはどうかというふうに考えております。

特に事業継続A、Bで予定どおり進捗しているものについては、前回B/Cについてもやっておりますので、そういった継続してやっていくものについても、B/Cも特に算定する必要性はないかなというふうに考えております。

そのあたり、特にB/Cの費用対効果の分析はしない場合というところも、去年国のほうがそういった方向性を示しているものがございまして、参考資料2ということで、昨年度国のほうから、国は国で事業再評価実施要綱を自分たちのほうで持ってやっているんですが、そういった中で、いわゆる再評価、費用対効果の分析を実施しないものができるというものの規定を具体的に少しフローを示して、国のほうでは、こういった形で再評価の分析をやらないというようなことを一定示されているのが、去年示されております。

こういった中で国のほうも、要は事業再評価の対象事業数というのが増加傾向にあるということも踏まえて、いわゆる効率的な審議を行うということを念頭に置いて、こういったフローをつくられているというふうになっております。

その中でも、特に参考にさせていただいているのは、そういった当然、目的に変更がなく社会状況の変化がないというのは前提かと思うんですが、前回評価において実施した費用便益分析に関する要因に変化がないということで、一定3番、4番目あたりに事業費の増加が10%以内であるとか、延長も10%以内ということについては、影響がないということも示しておりますので、こういったところも少し参考にしながら、先ほどの流れの中で少し事業費なり事業期間の延長期間も、ほぼほぼ10%以内におさまるものについては、大きな変更がないということで再評価の事業分析も省いたような、簡略した再評価にとどめてはどうかというふうに考えております。

また、他の自治体も昨年の国のそういった動向を受けて、3自治体と少ないんですが、横浜なり、奈良県なり和歌山県についても、そういった国の要件を準用しながら、費用効果の分析をしない場合があるというものを実際に設けられている自治体が3自治体、ございます。

それから、2回目の再評価での少し簡略化の案ということで整理をさせていただいております。

次に、3つ目ですね。いわゆる、PDCAサイクルの観点による新たな取り組みということで、案といたしましては、いわゆる再評価後、毎年前年度の事業の取り組み状況というものを、対応方針に沿って進んでいるかどうかということの振り返りを各局で行っていただいて、そういったものに対する自己評価を毎年して、公表をしながら、いわゆるその課題があれば必要に応じて事業の取り組みの方法を見直すということで、PDCAサイクルを意識したような事業の取り組みを求めていってはどうかというふうに考えております。

以上、3点が見直しなり、新たな取り組みを上げさせていただいております。

続きまして、4枚目のほうを見ていただきまして、いわゆる大規模事業評価です。近年実施している物件等については、平成22年度が一番最近でございますが、これについて少し見直しはどうか

と。

結論から言いますと、いわゆる今、大規模事業評価ということで、私ども平成15年から進めてきておりますが、いわゆる現状では、インフラ系の事業でありましたら事業費が100億円以上、施設建設事業費いわゆる箱物でありましたら、用地取得費を除いて50億円以上というものを大規模でということで評価の対象にはしておりますが、昨今、予算の縮小なり公共事業の縮小ということで、真ん中に7件、実績を上げておりますが、10年間に約7件ということで少ないということであるとか、限られた予算の中で選択と集中を求められる公共事業ということでありますので、いわゆる100億円、50億円以下であっても、必要性等については、いわゆるこういった事業評価をするべきではないかなというふうに考えているところと。

あと、他都市についても少し右側に入れておりますが、他都市も調べさせていただくとやはり、いわゆる大阪市では大規模事業評価というふうに書いてありますが、いわゆる事前評価というものを他の自治体でやっています、それについては横浜市で20億円以上、ほかでは10億円以上というものを実際、事前評価をやっておられるということがあって、そういった他都市並みにしていってはどうかというのを案というふうにさせていただいております。

右手のほうに、たたき案ということで、いわゆる対象事業費を10億円以上に変更したらどうかというふうにさせていただいております。

ただ、10億円以上になりますと、単なる建替えであるとか、維持修繕とか耐震の改修事業についても10億円以上というような物件が出てきておりますので、ただ、そういったものについては、改めて必要性であるとか、そういったものの評価は必要ではないのかなということもありまして、10億円以上といたしましても、新施策に伴うような施設というものについて、対象にしていってはどうかなということ、少し限定的なものにさせていただく、限定というか必要なものについて少し明確にさせていただければなというふうに考えております。

他の自治体のほうで評価対象外を設けているものについても、少し真ん中のほうに例を挙げさせていただいておりますが、当然、維持修繕なり耐震改修事業については、横浜市であったり、新潟市なり北九州市であってもそういったものは、対象外ということにして、事前評価をされているということで、新潟、北九州については、学校整備事業なんかについても対象外のほうの規定が設けられているということになっております。

下のほうに、参考に平成23年度以降に着手した10億円以上の事業の実績が大阪市のほうでどれだけあるかというものを少し、各局を調査させていただいて、整理をさせていただいたものを一番下に入れさせていただいております。

10億円以上になりましたら、その上の新設の学校、これは新たな施策に伴ってだと思っておりますが、そういった小中一貫の整備が2件あって、公園事業についても新たな公園ということでつくる分が1件、次から消防署の建てかえ、学校の通常建てかえ、公営住宅についても老朽化した分についての通常建てかえというものが、件数としてそれぐらいあります。

あと、これは改良なり維持修繕等になるかと思うんですが、浄水場の設備改良工事だとか、配水管の改良工事なんかも事業費としては、やはり10億円以上にのぼってきますが、そういった改良的な維持修繕の事業ということで10億円以上のものがございます。

あと、この間やってきておりますが、区庁舎の耐震事業についても1件当たり10億円以上というようなものとなっておりますので、そういったものは10億はあるんですが、そのあたりは、いわゆる対象外としながら、新規施策的なものを対象にしていってはどうかなというふうに考えさせていただい

ております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

[建設事業評価の見直し検討について 質疑]

○塚口座長 はい、ありがとうございました。

ただいま事業再評価について、案をお聞きした。どれかを選ぶというのではなくて、性格の異なる案を3つ示していただきました。

つまり、事業進捗率が90%以上の事業については再評価の対象外とするということと、前回の再評価からの進捗が予定どおりである事業については再評価を簡略化すると。そして3つ目が、毎年前年度の事業の取り組み状況の振り返りを行って自己評価を実施すると。こういったものが、事業の再評価についての新たな取り組みの案でございます。

それから大規模事業評価につきましては、案といたしまして、現在100億円、あるいは50億円以上としている対象事業を他都市並みの10億円以上にすると、こういった案でございます。

事業再評価と大規模事業評価については性格が異なっておりますので、まず事業再評価の見直し案、たたき台として1、2、3というのが書いてございますが、この3点につきまして、どの順番でも結構でございますから、各委員から御意見をいただきたいとお願いします。

本日、皆さん方からいろいろな意見をいただきまして、もちろんそれで御意見なしと、これでいいということだったらですけども、何がしかの意見が出てまいりましたら、事務局で再度検討していただいて、次回に修正版を出していただくと、こういう形で進めたいと思います。

どこからでも結構でございます。意見はございますでしょうか。

○水谷委員 幾つか意見で。おおむね事務局の案でよろしいのではないかなというふうに私自身は思います。

もうちょっと、ほかの委員の方はどう考えるかわかりませんが、幾つかの点をちょっと考慮いただければ、なおありがたいかなと思います。

まず1の進捗率の高い事業の評価なんですけど、これもおおむねこれで、90%でいいんですが、90%であっても最後に何か残っていつまでも、たしか記憶であったのが、ホームレスの方がおられてなかなか行けないとか、そういうところの問題は、外の問題ではあるんでしょうが、兵庫県のところでも完了のめどが立っている事業というのがあるので、90%以上でほぼ予定どおりに完了のめどが立っているという定性的なものを一個加えていけば、これで再評価の対象外にいてもいいのではないかなと思うので、ちゃんと進められるのかどうかのところだけ一個加えたほうがいいのではないかなというのが意見です。

それから2点目は、たたき台案の2ですね。2の件なんですけども、これも基本的におおむねいいんですが、国土交通省の案のところにも書いていますように、社会経済情勢の変化がないということが前提条件であるので、例えばそれが、AとかBで必要性が高いと、どうしてもやらないとあかんというのはわかるけれども、それは前提が大きく変化していないということがありますから、その分を1点加えた上で、必要性が高くて、予定どおり進んでいるということでB/Cも変化しないしというのが、必要になるんじゃないかなというふうに思います。

ちょっとそこで、1点質問なんですけれども、A3の3ページのところに2回目以上の流れの中で、有識者会議で意見等聴取を、調書をつくって、左のグレーのところにありますよね。これをやるというのは、簡易な評価をするということですか。

○大倉事業再構築担当課長 2ページ目の、2枚目のところの簡略化の調書のイメージをつくらせて

いただいているのですが、そういった簡略化の調書であっても、その説明をこういった場でしていただいて、自己評価であるとか、対応が特に順調に来ているかどうかも含めて、局の説明がそのとおりかどうかということも含めて、有識者の意見をいただいた上で、それで問題がなければやっていくということで、やはり局の、自分たちの評価だけで、もう何も調書だけつくって終わりというのではなくて、やはりこういったオープンな場で少し意見をいただくということはさせていただきたいなと。

○水谷委員 わかりました。その点が質問とあれですね。

それから、たたき台の3ですね。これがどういうふうになるのかというのが、これは単に調書の形として、こういう形にするというイメージなんですか。

○大倉事業再構築担当課長 特に3番目は、評価というよりも進捗管理的なものが一つ、まず必要かなと思っておりまして、先ほどの2回目以上を実施するとき、いわゆる5年間の分、予定どおり進捗してこられたかどうかということをご自己評価することにはなっているんですが、やはりそれをするに当たって、毎年の進捗管理なり自己評価の積み重ねがあって、ここでも自己評価ができるかなということもあって、少しイメージは組み合わせているようなところも考え方としてはあるんですが、いわゆる進捗管理的なものが今はできていないので、それを毎年やってはどうか。それは、局でいう自己評価だけであって、これはもう特に委員会でかけるなり何なりということではなくて、局のほうで自己評価をして、公にしていくというようなところをしてはどうかということなんです。

○水谷委員 最後の、4のたたき台の、大規模の件なんですけども、今までよりももう少し額を小さいところに落とすと。そうすると数が当然ふえるんだろうと思うんですが、これでいくと、処理できるぐらいの数になるのかが、というのは、やっぱり一番重要なポイントは、必要なものが遅れたり、なかなか進まない。それから、問題が発生しているようなものを本当に大丈夫なのかというのをチェックする必要があるだろうと思うんですね。

数だけふえてきて、それがほとんど順調に進むやつも、まないたのところに乗せて、時間だけとってしまおうと、ちょっとどうかなと思うので、その辺は大丈夫なのかなということなんです。それが最後の質問というか、意見です。

○大倉事業再構築担当課長 大規模事業評価、今は10億円以上になっています。確かに数は単純に10億円とすれば増えるのは増えるんですけども、やはりそれでは単純な建替えとか学校の建替えとか、公営住宅の必要性も規模も数も決まっている、仕様も決まっているようなものを逐一、事前評価的なものをやると、それは時間をとりますので、そういったものは必要性がないのかなというふうにご考えておりますので、ただし書きに書かせていただいているのは、新規施策的なもの、今、平成23年度以降で進んでいるやつでいうと、いわゆる新設の学校であるとか新規の公園的な、新しいものをつくる場合に限定したらどうかというふうにご考えておりまして、そうやっていくと、平成23年度以降でも3物件ぐらいということになるので、極端に数がふえるものではないかなというふうには。

○塚口座長 ありがとうございます。

それでは、もうそれぞれ、各委員から御意見をいただこうと。こういうふうにご思います。

1、2、3と4を最初、私は分けると申し上げましたが、一緒にまず1、2、3について、それから4ということで順次、御発言をお願いしたいと思います。角野先生から、こういう順番でお願いします。

○角野委員 はい。1については、これでいいんじゃないかなと思います。90%以上のものについてはこれでいいということで、それで問題はないだろうと思っています。

ただ、さっきおっしゃったことと絡んで、90%以上という状況が何年も続くというようなことがあるのかどうかということがちょっとよくわからないんですけども、その場合には当然何らかの確認が必要かと思えますけれども、考え方としてはそれでいいと思います。

それから、たたき案2についても、私もこういうことだろうなと思います。

ただ、ただし書きの社会経済情勢等の変化が著しいかどうかというのは、一体誰がどう判断されるんだろうかという、これは事務局の判断ということになるんでしょうか。というのが、ちょっとこの分がひっかかっております。

それからPDCAについては、これは本来当然やるべきことだったんじゃないかなという気がします。毎年、毎年確認をしていくという意味で、ということです。

大規模事業の件については、私もちょっと心配したんですが、多過ぎるんじゃないかなということですけども、2、3件程度であればいいのかなという気はしました。

それで、他の自治体で10億円以上でやっているところがいろいろあるということなんですが、10億円以上のものでも手続は全部同じなんですかね。非常に大きいもの、例えば、大阪市さんが今やっておられるようなチェックとか手続、それぐらいの精度のものを他自治体も10億円以上のもので行っているという。もうちょっと簡略化されているのかどうなのかという。

○大倉事業再構築担当課長 基本的には同じ、10億円以上というものでラインを引いてやられています。

○角野委員 そもそも、この見直し自身が無駄なことを避けましょうということですので、考え方としては、①から④まで全てオーケーです。

10億円以上のものについても、さほど増えないという新規施策等に伴うということに限定されるということであれば、基本的には異存ありません。

○塚口座長 御質問の中で、2番のほうなんですけれども、社会経済状況の変化について、誰が判定するのかということだったんですけれども、それは事務局はどのようにお考えになっているんですか。

○大東PDCA担当部長 こちらのほうにつきましては、私どもでは判断できかねますので、やはりここは皆さん、意見聴取というような形も場面として御用意させていただいておりますので、その辺、まずは局がどうなのかということでも話をしてもらい必要があると思いますので、それは我々が受けとめて、どうなのかということで、意見聴取の際に、先生方から御意見をいただいて、今後そのままそれでストップしてしまうのか、やっぱり俎上にのせるべきなのかというところでの判断を進めていきたいなというふうに思います。

○角野委員 そうすると、年度初めか何か、この有識者会議が始まる時に、今年度の方向としてこういうのがあると。それぞれについて、するしないということを確認するというプロセスがあるということですね。

○大倉事業再構築担当課長 そうです。ただ、この3ページのところの図のほうでお示しさせていただいていますように、まず年度当初というスケジュールが今回も出てきておるんですけども、そのタイミングで事前に確認をするというふうなことをした上で、これまでどおりの有識者会議を進めていくというふうなスケジュールです。

○塚口座長 ありがとうございます。

それでは高瀬委員、お願いいたします。

○高瀬委員 大体、議論は出尽くしているようなんですけども、ちょっと確認になると思うんですけど、まずたたき案1ということなんですけれども、先ほどから出ている問題、ずっと継続状態で90%、

92%ぐらいを維持しているという事案が結構多かったと思うんですけども、そういうのを報告事項で説明をいただいて、やっぱりこの90%、91、92、これはちょっと、このままでは硬直状态的じゃないかというのに関しては、それは、フィードバックしてまた何か評価をし直すという形になるのか。それは、報告事項として、努力目標みたいな形でちょっと置いておいて、同じことを繰り返すのかということの確認の御質問と。

それから、先に言ってしまうと、たたき案2に関しまして、これは、社会情勢の変化のところもそうなんですけれども、一番気になるのが、予定どおりの進捗が認められてというのがあるんですけども、各部局の方の御説明を聞いていると、いつも予定どおり、予定どおりっていうのがあるものですから、私たちが考える予定どおりと担当者、あるいは大阪市が考えられる予定どおりが若干ちょっと違うような気が、大きな枠組みで見ると、全体として硬直状態であるというふうな形で評価をするのかの違いかもしれないんですけども、何かこの予定どおりというのが、非常に難しいメルクマールかなという気がするので、何かそこら辺をちょっと工夫していただきたいというのが、2点になります。

3に関しては、これでいいのではないかと思うんですけども、大規模事業のほうなんですけれども、これを10億円、20億円いろいろあると思うんですけども、10億円とされた、横浜市は20億円となっているようなんですけども、大阪市のほうが10億円とされた、それなりの根拠というか、ご意見ですね。

それと、ただし書きのところ、単なる建替え事業は含まないというふうになっているんですけども、建替え事業の中でも大きな構造上の変更を伴うような建替えというのもあると思うんですね。面積をふやしているとか、ないですけど、かなり大きく、例えば木造を鉄筋、それは実際にはないと思うんですけど、鉄筋をもっと大きな3階建てを10階建てにするとか、そういうものを単なる建替えというイメージが、ちょっと建替えでもこういう場合は、単なるとって、こういう場合は評価の対象になるというのを少しこれも詰めておかないと、結構これを見ますと、建替えでも結構大きな事業費がかかっているものがあるようなので、これを外して今おっしゃった、3件とおっしゃったと思うんですけども、多分、この建替えとおっしゃっているのは、単なる建替えだから外すという評価をされた上での話だと思うんですが、それが、単なる建替えが結構お金を、20億円ぐらいかかっているような嫌いもあるので、そのあたりをどう考えておられるのかというあたりを確認したいというか、意見のようなものになると思うんですけども、私からは以上です。

○塚口座長 今、お答えいただきましょうか。

○大倉事業再構築担当課長 最初にありました、いわゆる硬直状況を繰り返しているものについてはどうかというところなんです、そのあたりがあることもあって、いわゆる単純に評価外ということで何も資料も何も出さないということではなくて、進捗状況については、5年間どうだったかというのは調書としてはつくってですね、委員会の場で報告ということになります、ただ、報告させていただいたときに、先生方から報告に対していろいろ御意見はいただければいいのかなと。

そういったことで、局に対して、一定完了を目指していかないとあかるところというものを公にしていくというところで、やはり何らかの対策をしていかないと、その場ではいろんな話もできないんだと思いますので、そういった場をつくることによって、何とか完了を目指していけるようなことを局が考えていけるようにやってはどうかということを考えています。

○高瀬委員 例えば、ずっと95%で来ていて、この5%がどうしても用地取得の問題だけなんだということで、10年仮に来ているとしますよね。

そうすると、これは、5%を諦めてこれを完了、あるいは休止扱いにして、ほぼ完了というような形でピリオドを打つとか、そんなもし意見が出たときに、報告事項であれば、それは決められないですよ、単なる。そのあたりのイメージなんですけれども。

○大倉事業再構築担当課長 それは、事業によっては、いわゆる完了できるものも、もしかしたらあるかもしれませんが、都市計画決定を受けているようなものもありますので、やはりやめるにやめられないような事業もあるかと思うんです。

なので、そのあたりはやはりそういった意見が出て、多分できる、できないものがあるのと、中にはもしかしたらそういった形で、先生がおっしゃるように、どこかで事業完了をするべきであるということを含めて、局が考えるということも、その場の意見も含めて検討するというようなことは、議事としても残っていくかと思えますし、それを議論していただく場は必要かなというふうに思うんです。

○高瀬委員 休止というような意見を本来言うべき場でも、報告というか、諮問的な意見にとどまるのでいいということでもいいですね。

○大倉事業再構築担当課長 そうですね、異議があったということですね。

○塚口座長 予定どおりというのは、何か。

○大倉事業再構築担当課長 予定どおり進捗も、我々も案を考えると、実は一番難しいところでして、5年間を局がどう捉えるかということだと思えますよ。これ、やはりまずは、自分たちの局として、事業がうまく進んでこられたかということは、自分たちで評価をして、委員会の場で説明をいただいて、そこは局が説明していることに対して、第三者的に順調にいつているかどうかというところも意見をいただければなというところもあって、その予定どおり来ているかどうかについては、自己評価だけで済ますと、どんどん進捗しているといえば、それで終わってしまうので、そういうところも見ていただきたいこともあって、有識者会議のほうで、そういった自己評価も含めて御意見をいただける場を持ちたいなというふうに考えております。

○塚口座長 最後に、構造上の変更といいたいまいしょうか。軽微なものだけでもないでしょうという意見がありました、それはどうですか。

○大倉事業再構築担当課長 そのあたりは一番、恐らくここで線引きをするときに整理する必要があるかなというふうに思っております、いわゆる学校であるとか、公営住宅とかについては、当然仕様なり規模なりというものも違う面で決まっておりますので、それは必要性を改めて議論することはないかなと。

おっしゃるように、例えば消防署の建替えなんか、機能が当然30年、40年前のものに比べて、ある程度機能もグレードが上がるかと思うので、それもあろうかと思うんですが、基本的な機能的な新たな要素がない限りは、いわゆる単なる建替えでいいのかなと。

その中に、新しい何か施策的な新しい取り組みが組み込まれるのであれば、そういう新規施策的な要素も入っているということで、単なる建替えではないなというところは、少し考慮する必要があるかなというふうに思っております。

そういったところも少し、事務的な考え方の整理というのは必要かなというふうには思っておりますが、やはり単純に10億円以上だけってしてしまうと、何でもかんでもやってしまうということになると思うので、そういったところは、やはり必要性があるものに限定していきたいなというふうに考えております。

○塚口座長 ありがとうございます。

それでは松島委員、最後をお願いします。

○松島委員 私もおおむね方向性として賛成でございます。

私のほうからも2点ほどですが、1点目は、皆さんのおっしゃっているような予定どおりの進捗と社会情勢の変化というところでございますが、例えば、今日の例でいうと、例えば淡路の事業進捗で見ると、5年間でグラフに結構ギャップがある、これは予定どおりなのかどうなのかとか、それから、一番初めに再説明をいただいた片町線の連続立体で、例えば交通量が10%、5年間で減ったというのは、これは社会情勢の変化なのかどうなのかみたいな、何か基準があるほうが、ないと多分やりにくい。その辺をどう考えるかというのをちょっと整理をしていただけると、ありがたいかなと思います。それが1点です。

もう1点は、①②の5年ごとの再評価というところと、③のPDCA、毎年のPDCAとの関係ということなんですけど、余りペーパーワークだけをふやすことは、やっぱり避けたほうがいいかなと思ってまして、③で本来、毎年の自己点検みたいな話は、本当にやっていなかったら、これはちょっと問題だなと思うぐらいの話だと思うので、何かもし各局でこういうことをやられているのであれば、あえて統一フォーマットで毎年出していただくということをしなくても、毎年やっておられる内容が5年ごとの評価に反映されているということだけ担保できればいいかなという気が少ししています。以上です。

○塚口座長 それでは、答えていただくことございますか。

○大東PDCA担当部長 まず一つ目ですね。メルクマールみたいなやつがあると判断しやすいのかなというお話があったと思うんですけども、例えば、それを10%、20%というふうになかなか決めがたいところがある。

例えばそれを例示で持てばいいのかという、それもものによって幅もあったりするので、何ぼというのはなかなか決めがたいところがあるのかなというふうなことがあるので、その辺はやっぱり定量的に見れば一番いいんですけど、定性的に判断していかざるを得ないのかなとは思っているので、ちょっとほかのところではどのような運用があるのかというのをもう少し確認はしてみたいなとは思いますが、そういうふうな感想として、一つあります。

それともう一つ、毎年のPDCAの関係なんですけど、こういった部分につきましても、各所属のほうは、それなりに追いかけていっているというのは事実がありますので、あとはそれを公表に載せるかどうかというその辺のレベルかなというふうに思うんですけども、これはやはり市民への情報開示というようなことでいくと、5年間放ったらかしというよりは、その都度の、毎年の棚おろしというような形で公表をしたほうが、透明性がより高まるのかなと。

それと、所属側のほうの事業を進めていかなければならないというふうな背中を押すということにもつながるのかなということからやっていきたいなというふうに考えております。

○塚口座長 それでは、私から最後に個人的な意見を申し上げたいと思いますが、私も基本的に、全体として簡略化していこうという方向は妥当であると、こう考えます。

その理由は、事業再評価は、平成12年から始まって、10年ですか。当初のころは、どちらかといいますと所管局のほうより上位のランクで判断されていて、A評価をする。本当にこれはAですかというような形で、少し有識者会議がブレーキをかけるというような色彩が強かったのではないかなと、こう思います。

最近では、我々の有識者委員のほうから、特に防災なんてよく当てはまりますけれども、必要性は非常に高い。もっと促進すべきではないですかというような意見を出すことも多いわけですけども、

予算の制約上、担当部局のほうもやりたいけれども、実はできないんですというようなことが多いわけですから、だから、それほどきちっと事業の促進、事業が行われているということであるならば、評価は少し簡略化してもよいのかなと、こういうふうに思います。それが1点です。

それから、もう一つは、90%の議論なんですけど、ちょっと落とし穴があるかなと思いますのは、参考資料を見ますと、時々、歩道が未整備だけれども車線は確保されていて自動車交通には特に支障がないということで、しばらく歩道をつけるということでもって、非常に大きな無理をするというのは避けたいというようなことで、積み残しになっている場合がありますね。

例えば、他の事例として、公園ですよ。公園なんかの場合には、ほとんど整備ができていて、何かちょっとした施設がつくられていないとか、そういうような場合だったら、公園という機能はほぼ100%に近い状態で果たすべき機能が発現しているということですね。ところが道路というのは、何も車が通ればいいというものではなくて、歩行者や自転車、そういったような利用者にとっての重要なものであって、それが九十数%の事業進捗状況だから、ほとんどできているんだというふうに考えますと、やはり今後の社会資本整備として、歩道などを、あるいは自転車の通行空間などをきちっと整備していくということに、若干水を差すようなことになってはいけないかなと思いますので、そのあたりは少し注意すべきではないかなと思います。

ただ、90%以上でほぼめどがつきそうだというものについて、この有識者会議で評価をしていくことの必要性は低くなっているかなと思いますが、ただ、やはり歩道等についてはきちっと整備できるように、市のほうも当然おわかりだろうけれども、忘れないようにやってほしいなというふうに思います。

というようなことで、各委員から一巡御意見を伺いましたが、もう一言二言、追加ということはございませんでしょうか。

○角野委員 今までの御説明の中で、大きな目的は事務の簡略化であったり、しかし透明性の必要性は確かにありますということで、Aにせよ、それから10億円以上のものにせよ、それを審査するかしらないかということ自身を、先ほどの説明ですと、年度初めにこの場で確認するという手続があるということなんですよ。

○大倉事業再構築担当課長 いわゆる事業A、Bがあって、自己評価で順調に来ているので同じように継続してやっていきますというふうなものを局が年度当初に評価したとすれば、それは、年度当初にこの委員会、それでいいかどうかということについて、通常の作業と同じような形で意見をいただいて、それで問題がなければそれで終わると。

それで、もし問題があったり、いろいろ指摘があつて、やはり局としてもやっぱりやるべきであるということになれば、それは通常の今の9月なり10月の時期に再評価で改めて、資料を整えてご意見をいただく場を持つということが、そこで整理をさせてもらおうと。

○角野委員 10億円以上の案件についてもそのような。

○大倉事業再構築担当課長 いわゆる10億円以上については、新規で事前評価的なものになってくると思いますので、これは、どちらかという対象にするかどうかについては、ある程度事務局のほうで決めさせていただいて、事前評価にするかどうかも含めて、示させていただいて、それはもう進めていくということは、事務局で整理させてもらいたいなど。

○角野委員 とにかく年度初めに、今年度は、これだけのものについて事業評価にかける、あるいは報告にとどめるというようなものが、最初に出されるということですよ。

○大倉事業再構築担当課長 結果的にはそうなるかと思います。A、Bで自己評価で簡略化し

ていくというものと、今年度ほかにどれだけの物件があるという件数は、表に出てくるかと思います。

○塚口座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御発言がもしないようでしたら、ただいま各委員から出されました意見を適切に反映させていただきまして、見直し案をブラッシュアップしていただいて、第3回目に御提出いただく、こういうことでしょうか。よろしく願いいたします。

もし、委員の皆さん方におかれまして言い残したことがあれば、また何か御意見がございましたら、速やかに事務局にメール等でお知らせいただければと思います。

ほかに、事務局から伺っておくことはございますでしょうか。

○大倉事業再構築担当課長 きょうは、長時間まことにありがとうございます。

今、課長からございましたが、先ほど今回は3事業をやりましたので、再評価の案件と今、御説明、意見がありました事業評価見直しの検討について、また追加で御質問等がありましたら、メール等で事務局まで教えていただければと思います。

あと次回、第3回の会議につきましては、日程の調整をさせていただいておりますが、12月9日火曜日、9時半から12時ということで、時間のほうを予定させていただいております。御確認をお願いいたします。

次回は、今年度の事業再評価についての、この会議での意見の取りまとめ案というものについて議論をいただくということと、その前に本日、少し御指摘いただいた点については、修正等を含めました資料をおまとめさせていただくということで、御確認いただければというふうに考えております。

また、先ほどの事業再評価の見直し案についても御意見いただきましたものを含めまして、ブラッシュアップさせていただいたものをここで御説明させていただければというふうに、第3回の中では考えております。

また、第3回の御案内については送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○大倉事業再構築担当課長 それでは、長時間御苦労さまでございました。これにて有識者会議を終了させていただきます。